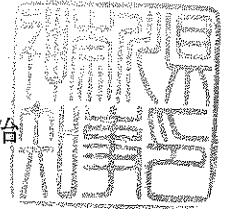


水第1100号  
令和3年4月19日

神奈川県漁業調整委員会 会長 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）に係る制限措置の制定及び申請期間について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めた  
ので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和7年11月30日までとする。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
なまこを目的とする手繰り3種漁業	1	15トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域（東京内湾を除く）。ただし、横須賀市鴨居鳶巣崎突端から100メートル以内の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地を有し、かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてなまこを目的とする手繰り3種漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	令和3年5月10日から同年6月9日まで

## 1 制限措置各事項の設定理由について

制限措置	設定理由
漁業種類	<p>桁を有する漁具を用いてなまこをとることを目的として行う小型機船底びき網漁業であることから、なまこを目的とする手繰り第3種漁業とする。</p> <p>なお、小型底びき網漁業の区分は漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第3号に基づく。</p>
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	<p>船ごとに許可を要する漁業であるため、船舶の数を定めることとし、現在の許可の切り替えにあたることから、現在の切り替え対象の許可と同数とする。</p>
許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	<p>漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の規定に基づき、15トン未満の申請のあった総トン数とする。</p>
推進機関の馬力数	<p>共同漁業権の漁場の区域内で第1種共同漁業権の内容となる水産動植物の採捕を目的とする漁業であり、漁業権者が定めた漁業権行使規則等による管理がされているため、制限措置では定めない。</p>
操業区域	<p>現在の許可の切り替えにあたることから、従前どおりの区域とする。</p>
漁業時期	<p>現在の許可の切り替えにあたることから、従前どおり周年とする。</p>
許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	<p>第一種共同漁業権の漁場の区域内において、その内容となる水産動植物の採捕を目的とする漁業であるため、当該共同漁業権の関係地区内に漁業根拠地があり、かつ当該漁業権の免許を受けている漁協の受忍を受けている者に限定する。</p>

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間について

神奈川県漁業調整規則第12条第2項においては申請期間を1月を下らない範囲とすることと規定している。今回は既存許可の切り替えに伴うものであり、特に短縮する必要性は認められないため、1月とする。

## 3 許可の有効期間について

神奈川県漁業調整規則第16条第1項第1号の規定に基づき、令和3年6月26日から令和8年6月25日までの5年とする。

## 4 関係規定

○漁業の許可及び取締り等に関する省令【抜粋】

(知事許可漁業の種類)

**第70条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

- (1) 中型まき網漁業 総トン数5トン以上 40トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業
- (2) 小型機船底びき網漁業 総トン数 15 トン (別表第2の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあっては、総トン数20トン) 未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業
- (3) 瀬戸内海機船船びき網漁業 瀬戸内海(法第152条第2項に規定する瀬戸内海をいう。)において総トン数5トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。
- (4) 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数30トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

(小型機船底びき網漁業の種類)

**第72条** 第70条第2号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

- (1) 手繰第1種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手繰漁業
- (2) 手繰第2種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手繰漁業
- (3) 手繰第3種漁業 桁を有する網具を使用して行う手繰漁業
- (4) 打瀬漁業
- (5) その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業

2 (省略)

## ○神奈川県漁業調整規則【抜粋】

(知事による漁業の許可)

**第5条** 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号、第5号及び第8号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権を有する者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定により、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) しらす船びき網漁業 海面において船びき網によりしらすをとることを目的とする漁業
- (3) 移動式刺し網漁業 海面において移動式刺し網により行う漁業
- (4) 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- (5) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
- (6) さより機船船びき網漁業 海面において機船船びき網によりさよりをとることを目的とする漁業
- (7) 潜水器漁業 海面において潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
- (8) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業(小型機船底びき網漁業及び前号に掲げる漁業を除く。)

(9) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長 24センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業

2 前項の許可(以下この章(第 17 条を除く。)において「許可」という。)は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

**第 12 条** 知事は、許可(第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第 15 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1 月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1 月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第 1 項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

4～9 (省略)

(許可の有効期間)

**第 16 条** 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第 1 項(第 1 号を除く。)の規定により許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

(1) 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 5 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる漁業 5 年

(2) 省略

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

# 操業区域

